

児童に関する手当・

福祉に関する手当のご案内

児童手当

15歳に達する日以降の最初の3月31日までの、日本国内に居住する(海外留学を除く)児童を養育している人に支給されます

支給額(月額)

0歳から3歳未満

15,000円(一律)

3歳以上小学校修了前

10,000円(第3子以降は15,000円)

中学生

10,000円(一律)

所得制限限度額以上

5,000円(一律)

※公務員の人は勤務先で手続きをしてください。

※受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったときは市と勤務先への届出が必要です。

※手当を受給している人は6月に現況届を提出する必要があります。

児童扶養手当

児童(18歳到達年度の末日(一定基準以上の障害のある場合は20歳未満まで)を監護する母、児童を監護し生計を同じくする父、父母以外で児童を養

育している人に支給されます。

手当の対象となる児童は、ひとり親もしくはひとり親に相当する状態にある児童(父母が離婚している・父または母が一定基準以上の障害の状態にあるなど)です。

※児童が児童福祉施設に入所している場合などは手当が支給されません。

支給額 令和2年4月(月額)

全部支給の場合

第1子 43,160円

第2子 10,190円

第3子 6,110円

一部支給の場合

所得に応じて手当額が決まります。

※受給資格者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部または一部が停止されることがあります。

※受給資格要件や、所得制限限度額などはお問い合わせください。

※手当を受給している人は8月に現況届を提出する必要があります。

特別児童扶養手当

心身に障害のある20歳未満の児童を監護している父もしくは母(どちらか所得の高い方が受給者となる)、または父母に代わって児童を養育している

人に手当が支給されます。

※児童が児童福祉施設などに入所している場合や、障害を事由とする年金を受給できる場合は、手当が支給されません。

支給額 令和2年4月(月額)

1級:52,500円

2級:34,970円

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部が停止されることがあります。

※受給資格要件、障害の程度、所得制限限度額などはお問い合わせください。

※手当を受給している人は8月に所得状況届を提出する必要があります。

手当の支給は原則として申請の翌月分から開始します

なお、受給中に次の事由が生じたときは手続きが必要です。

・受給者または支給対象児童の住所や氏名に変更があったとき

・養育する児童が増えたとき、減ったとき

・受給資格がなくなったとき など

※手続きが遅れると手当が受給できない月が生じたり、受給した手当を返還していただくことがありますのでご注意ください。

※各手当に関する詳細は、安中市ホームページをご覧ください。

☎ 子ども課子ども育成係(☎内線11164)
☎ 住民福祉課福祉子ども係(☎内線21153)
☎ 福祉課障害福祉係(☎内線11159)

障害児福祉手当

対象児…在宅で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の人。ただし、障害を支給事由として給付を受けている人や社会福祉施設へ入所中の人は除きます。

支給額…月額14,880円(令和2年4月)

特別障害者手当

対象者…在宅で著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の人。ただし、社会福祉施設へ入所中や病院に3ヶ月以上入院している人は除きます。

支給額…月額27,350円(令和2年4月)

※障害児福祉手当は、特別児童扶養手当と併せて受給できます。

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じて、手当の全部が停止されることがあります。

※受給されている人は、毎年8月に所得状況届を提出する必要があります。

※受給資格要件、障害の程度、所得制限限度額など詳しくはお問い合わせください。